

～特定健康診査について～

平成20年4月から、国の方針により『メタボリックシンドローム』に着目した健康診査の実施が、すべての医療保険者（市町村国保等）に義務づけられました。これに伴い、羽幌町では40歳～74歳の国保加入者を基本的な対象として、この『特定健康診査』を実施します。その他の方につきましては、右記のフローチャートでご確認下さい。

～メタボリックシンドロームとは～

内臓脂肪症候群とも言います。内臓脂肪の蓄積により、高血圧・高血糖・高脂血症（脂質異常症）などを引き起こす状態のことをいいます。最近では健康診査等を受診し、健診結果に基づき生活習慣を改善することにより、メタボリックシンドロームを予防・改善できることがわかってきております。

～特定健診 対象者フローチャート～

医療保険の種類	年齢	健診の受け方
羽幌町国民健康保険加入者	20歳以上	町の健診を受けることができます
後期医療制度保険加入者		町の健診を受けることができます
被用者保険本人 (協会けんぽ・共済組合・健保組合等)	20～39歳	他の健診を受ける機会のない方のみ、町の健診を受けることができます
	40～74歳	医療保険者が健診業務を担っていますので、各医療保険者にご確認下さい（事業所健診として利用される場合・特定健診受診券をお持ちで町の健診を利用されたい場合はご連絡下さい）
被用者保険扶養者 (協会けんぽ・共済組合・健保組合・船員等)	20～39歳	他で健診を受ける機会のない方のみ、町の健診を受けることができます。
	40～74歳	他で健診を受ける機会のない方のみ、町の健診を受けることができます。（受診券が必要になります）
生活保護受給者 医療保険未加入者	20歳以上	町の健診を受けることができます

※協会けんぽ～全国健康保険協会のことで、今まで“社保”と呼んでいたものです。